報告第21号

専決処分した事件の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月1日

提出者 足立区長 近藤弥生

専決処分書

会計年度任用職員の休日給及び夜勤手当の支給誤り(時効分)に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年11月14日

足立区長 近藤弥生

会計年度任用職員の休日給及び夜勤手当の支給誤り(時効分)に関する和解に ついて

足立区は、会計年度任用職員の休日給及び夜勤手当の支給誤り (時効分) について、下記のとおり、和解する。

記

1 相手方

足立区足立在住者 他11名

2 和解の内容

足立区は、相手方に和解金として1,704,098円(12名分)を支払う。

3 事故の概要

会計年度任用職員の休日給及び夜勤手当の報酬算定に誤りがあり、当該職員24 名について過去3年分に遡り休日給及び夜勤手当の報酬が未支給であることが判明 し、うち12名分1,704,098円が時効成立していた。